

平成20年度におけるミサイル艇1、2号の除籍作業の役務に係る契約希望者募集要項

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊大湊地方総監部経理部長

平成20年度におけるミサイル艇1、2号の除籍作業に係る契約を希望される方は、下記に基づき応募してください。

記

1 調達予定品目

平成20年度におけるミサイル艇1、2号の除籍作業に関する役務(対象機器等については、別表のとおり)

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 平成19・20・21年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、東北地域の競争参加資格を有している者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(6) 不具合等発生時に迅速かつ継続的に対応可能であること。

(7) ミサイル艇の除籍作業に必要な次の体制・能力を有すること。

ア 機器の取外、陸揚又は部品取りに必要な器材を有すること。

イ 機器の取外、陸揚又は部品取りに対応できる能力を有する所要の技術者が確保されていること。

ウ 労働法規に適合した安全管理体制を有すること。

(8) 別表中の「工事に必要な項目、根拠法規等」の欄に指定がなされている場合は、当該法規等の認可を有するか、契約履行時確実に認可を受けられる見込みがあること。

(9) 別表中の「工事に必要な項目、保全特約」の欄に指定がなされている場合は、次の設備及び体制を有すること。

ア 「特定防衛秘密」又は「防衛秘密」若しくは「秘密」に属する文書、図面及び物件を保管できる設備

イ 秘密保全に関する海上自衛隊の例規類に準じた保全に関する自社規定

3 応募方法及び資料の提出

(1) 応募する者は、別紙の「参加表明書」に次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を添付し、提出しなければならない。

ア 資格審査結果通知書（写し）

イ 過去5年間における受注実績（実績がない場合は、省略可）

ウ 前項に規定する設備及び体制等を証明できる書類

(2) 提出先

海上自衛隊大湊地方総監部経理部契約課審査係

〒035 - 8511

青森県むつ市大湊町4 - 1

0175 - 24 - 1111（内線2253）

(3) 提出期限

平成20年3月19日（水）午後5時

4 技術資料の審査

技術資料の提出者は、海上自衛隊大湊地方総監部経理部及び大湊造修補給所から提出資料について説明を求められた場合及び追加資料の提出を求められた場合には、協力しなければならない。また、技術資料の確認等のために協力依頼があった場合には、会社への立ち入りを含め協力しなければならない。

5 審査結果の通知

技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては公募結果合格の通知を行う。その他の者に対しては公募結果不合格の通知を行う。

6 疑義の申し立て

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、公募結果不合格通知を受領した日の翌日から起算して 5 日以内に書面をもって申し立てを行うことができる。

ア 窓口：大湊地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：直接持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から 3 日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して 3 日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。

(1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

(2) 正当な理由がなく、資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

(3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。

(4) 資料等の作成、提出及び業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出資料は、原則として返却しない。

(6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

海上自衛隊大湊地方総監部経理部長 殿

(株)

代表取締役社長

印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

1 公示番号及び件名

大監公示第 号

2 対象機器等

番号	機器名		応募区分		備考
	名称	型式	取付・陸揚	部品取り	

(対象機器等の記載に際しては、別紙を用いて作成しても差し支えありません。)

添付書類:(契約希望者募集要項に示した技術資料)

別表

(誘導武器の部)

番号	機器名		募集区分(注)		工事に必要な項目	
	名称	型式	取外・陸揚	部品取り	根拠法規等	保全特約
1	20mm機関砲	JM61 - PG				
2	情報処理装置	OYQ - 8				
3	電子計算機	AN / UYK - 20A - N5				
4	艦対艦ミサイル艦上装置2形					
5	チャフロケットシステムMK36					

(水中武器の部)

番号	機器名		募集区分		工事に必要な項目	
	名称	型式	取外・陸揚	部品取り	根拠法規等	保全特約
1	ジャイロコンパス	MK1 - 2				
2	衛星航法装置	AN / WRN - 6				
3	電磁ログ	13型				
4	指示装置	OKQ - 3				

(通信電子の部)

番号	機器名		募集区分		工事に必要な項目	
	名称	型式	取外・陸揚	部品取り	根拠法規等	保全特約
1	無線機	ORC - 12D				
2	無線機	ORC - 22C - 1				
3	無線機	ORC - 23B - 1				
4	無線機	ORC - 26B - 1				
5	無線機	ORC - 29B - 1Y				
6	無線機	ORC - 30 - 1				
7	受信機	ORR - 20B - 1				
8	受信機	ORR - 29B - 1Y				
9	非常用位置指示パイ	YRT-1B				
10	レーダトランスポンダ	YPT - 1C				
11	レーダ	OPS - 18 - 2				
12	レーダ	OPS - 20				
13	レーダ指示機	OPA - 8E				
14	電波探知装置	NOLR - 9				
15	味方識別装置	NYPX - 2 - 2				
16	解読機	YPA - 2				
17	データターミナルセット	YSQ - 2 - Y				
18	秘話装置	YSC - 11C				
19	警報増幅器	N - AM - 348				
20	無線機切換盤	N - SB - 305				
21	交話管制器	N - C - 1160 ()				
22	交話機	N - C - 1161				
23	交話機	N - C - 1165 ()				
24	交話機	N - C - 1212				